

監査公表第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年 3 月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

平成29年度市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年 1 月26日（金）、29日（月）

2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室、敦賀斎苑）、清掃センター、衛生処理場、生活安全課（消費生活センター）、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

（2）緊急時対策行動マニュアルについて

「市民による中池見の保全・管理・活用事業」委託仕様書に記載の「緊急時対策行動マニュアルの作成」については、実際の対応がイメージできるように、想定される事例を具体的に記載するよう、委託管理団体に指導していただきたい。

（3）マイナンバーカードの管理について

申請後まだ取りに来ていないマイナンバーカードについては、鍵付きキャビネットに厳重保管されていますが、定期的に現物と名簿とをチェックする体制の検討をしていただきたい。